

# ※船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 申請及び事業に関する手引き(令和5年5月改訂版)より抜粋

## (3) 埋立て等を行う場所における地質検査等について

条例では、土砂等の埋立て等を行う場所において安全基準に適合しているか否かの確認として地質検査の実施について、特定事業区域以外への排水が汚染されているか否かの確認として水質検査の実施について、それぞれ定めています。地質検査の結果が安全基準に適合していない場合等は、不適合の土砂等を全量撤去するなどの措置を取らなければなりません。

### ① 検査の内容について

#### ア 表土検査

◆ 検査対象：	特定事業における特定事業区域の表土（小規模特定事業の場合は不要）												
◆ 検査時期：	事前協議書の提出前 ※ 事前協議書及び許可申請書に検査結果の添付が必要です。												
◆ 検査内容：	地質検査 ※ 地質検査の検体数は事業の規模により異なります。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の規模</th> <th>検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヘクタール未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1ヘクタール以上 2ヘクタール未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1ヘクタール増えるごとに1検体ずつ追加</td> </tr> <tr> <td>9ヘクタール以上 10ヘクタール未満</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10ヘクタール以上</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		事業の規模	検体数	1ヘクタール未満	2	1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	3	1ヘクタール増えるごとに1検体ずつ追加		9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	11	10ヘクタール以上	12
事業の規模	検体数												
1ヘクタール未満	2												
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	3												
1ヘクタール増えるごとに1検体ずつ追加													
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	11												
10ヘクタール以上	12												

#### イ 搬入土検査

◆ 検査対象：	搬入予定の土砂等
◆ 検査時期：	事前協議書、許可申請書、搬入届出書、特定事業軽微変更届出書(搬入土の変更)の提出前 ※ 上記各書類を提出する際に、安全基準適合性を証明するために検査結果の添付が必要です。 ※ 法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合は認可証等の写しの添付により検査結果の添付は不要です。
◆ 検査内容：	地質検査 ※ 土砂等の発生元ごとに検査が必要です。 ※ 同一の発生元から5,000m <sup>3</sup> 以上搬入する場合は、5,000m <sup>3</sup> ごとに検査が必要です。

## ウ 定期検査

◆ 検査対象：	特定事業において搬入した土砂等及びその土砂等を通過した浸透水
◆ 検査時期：	特定事業に着手してから6ヶ月以内、又は前回の定期検査から6ヶ月以内 (一時堆積事業の場合はそれぞれ3ヶ月以内) ※ 検査時期までの間に特定事業が完了する場合は完了検査となります。
◆ 検査内容：	地質検査・水質検査 ※ 検査の方法は次ページの「②検査方法について」をご確認ください。 ※ 地質検査の検体数は土砂等の搬入が完了した範囲により異なります。 ※ 水質検査は、基本的には1区域につき1検体ですが、検査用に設置した採水井戸等の数に応じた検体数となります。 ※ 小規模特定事業の場合においては、水質検査は不要です。

## エ 完了検査

◆ 検査対象：	特定事業において搬入した土砂等及びその土砂等を通過した浸出水
◆ 検査時期：	特定事業完了届出書の提出後
◆ 検査内容：	地質検査・水質検査 ※ 検体数等については、定期検査と同様です。 ※ 小規模特定事業の場合においては、水質検査は不要です。

② 検査方法について

ア 地質検査

- ◆ 特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分した区域で1検体の採取を行うこと。
- ◆ 1検体の採取を行う区域における搬入土量は3,000㎡未満とすること。
- ◆ 検体の採取は、原則として、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5mから10mまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)のについて、下図2.3.(3)-1のように行うこと。
- ◆ 土砂等採取の深度は、市からの指示に従うこと。
- ◆ 5つの地点で採取する土砂等は等量ずつ混合し、等分した区域ごとに1検体とすること。
- ◆ 地質検査は、区域ごとの検体について、[表2.3.1](#)に掲げる項目ごとに、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

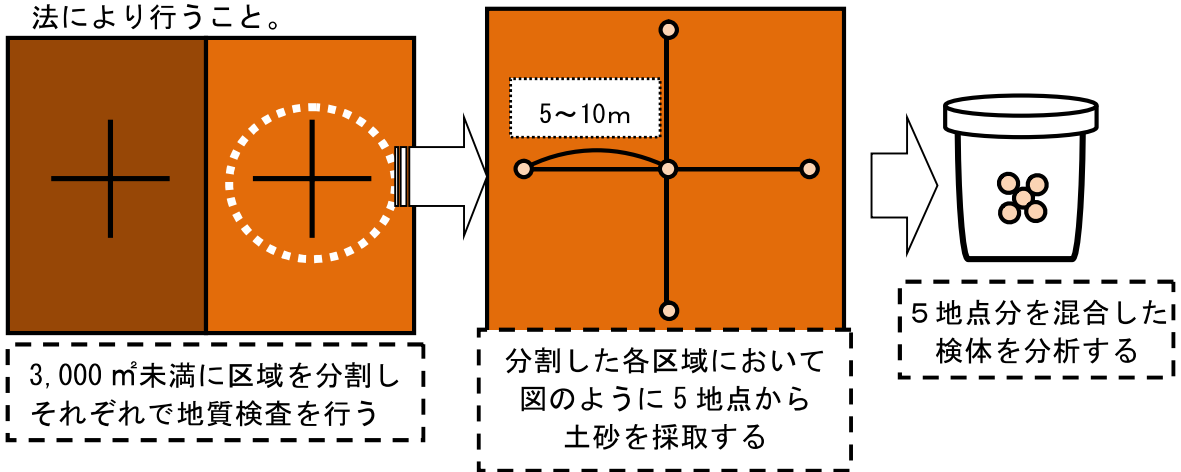


図2.3.(3)-1 地質検査概略図

イ 水質検査

- ◆ 採水用の井戸等を、特定事業区域内において最も下流になると予測される地点に、塩ビ管等を用いて下図の例を参考に設置すること。
- ◆ 設置する井戸の径や井戸の貯水量については、検査を実施する機関と調整し、検査における試料採取に支障のないものとする。
- ◆ 採取した試料は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により、水質検査を行うこと。

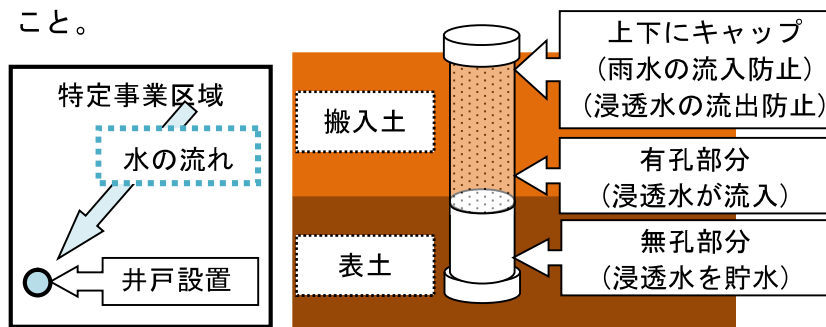


図2.3.(3)-2 水質検査採水用井戸設置例

## 2. 3. 土壌の汚染防止

### (1) 安全基準とは

土壌汚染を防止するため、土砂等の埋立て等に使用される土砂等については、[環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準](#)に準じて、安全基準を表2. 3. 1のとおり定めています。

表2. 3. 1 安全基準

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。

- 備考
- 1 検液は、告示(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により作成するものとする。
  - 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.003ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.009ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
  - 3 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。